

# 一般社団法人日本健康教育学会 委員会および研究会等規程

## (委員会)

第1条 定款第35条に定める委員会について、次の委員会をおく。ただし、必要な場合には、理事会の決議により新たな委員会を設けることができる。

- 一 総務・財務委員会
  - 二 編集委員会
  - 三 広報委員会
  - 四 国際交流委員会
  - 五 学術委員会
  - 六 奨励賞選考委員会
  - 七 COI 委員会
  - 八 選挙管理委員会（随時）
- 2 委員会の長については、理事会の承認を得て、理事長が常任理事の中から委嘱する。ただし、常任理事によりがたい時は、理事会の承認を得て、理事長が理事の中から委嘱する。なお、選挙管理委員会の長については、理事会の承認を得て、理事長が委員の中から委嘱する。
- 3 委員会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 委員会の委員は、原則、代議員の中から理事長が委嘱する。ただし、委員長判断により、代議員以外の正会員から委員の登用が必要な場合には、常任理事会で審議し、理事会の承認を得て、委嘱できるものとする。

## (研究会等)

第2条 定款第36条に定める研究会等の発足、継続及び解散に関することは、一期（2年）毎に、理事会の承認を得て決定する。

- 2 研究会等の委員は、当学会の正会員、名誉会員または学生会員であることを要す。
- 3 研究会等の長（委員長）については、理事会の承認を得て、理事長が理事または代議員の中から選出する。

## (委員会および研究会の開催)

第3条 委員会および研究会等の開催は、理事長の承認を受け、委員長が随時行うものとする。

## (若手の会)

第4条 若手の会の発足、継続及び解散に関することは、一期（2年）毎に、理事会の承認を得て決定する。

- 2 若手の会の運営は、一般社団法人日本健康教育学会若手の会規約に則り、若手の会の運営委員会にゆだねる。ただし、理事長または理事会にて必要と認められた場合は、その運営方針に助言できるものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

平成26年7月1日制定

平成26年12月5日改定

令和4年5月30日改定